

消 食 表 第 274 号
令 和 7 年 3 月 25 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長
(公 印 省 略)

「機能性表示食品に関する質疑応答集」の全部改正について

機能性表示食品に係る関係法令については、令和6年8月23日付けで食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第71号）を公布した。このうち令和7年4月1日に施行することとしていた、食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の1の項から6の項までの規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める届出の方法並びに同号ロの別表第27の2の項第8号の規定及び4の項の規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める遵守すべき事項その他の必要な事項及び報告の方法を定める告示を本日付けで公布した。

これを踏まえ、「機能性表示食品の届出等に関する手引き」（令和7年3月25日付け消食表第273号）を新たに作成したところ、当該手引きには、「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成29年9月29日付け消食表第463号消費者庁食品表示企画課長通知）で示していた内容の一部を整理したことから、別添のとおり、当該質疑応答集の全部を改正した。

なお、本質疑応答集は令和7年4月1日から適用する。

については、本件について、御了知いただくとともに、貴管下関係者への周知をお願いする。